

第7章

雇用・定着支援のための 制度・助成金について



聴覚障害者の雇用促進や就職後のサポートのために、国は企業に対して身体障害者の雇用を義務づけたり、助成金や支援制度を設けたりしています。この章では、助成金やその支援制度について、聴覚障害者に関するものをピックアップして紹介します。

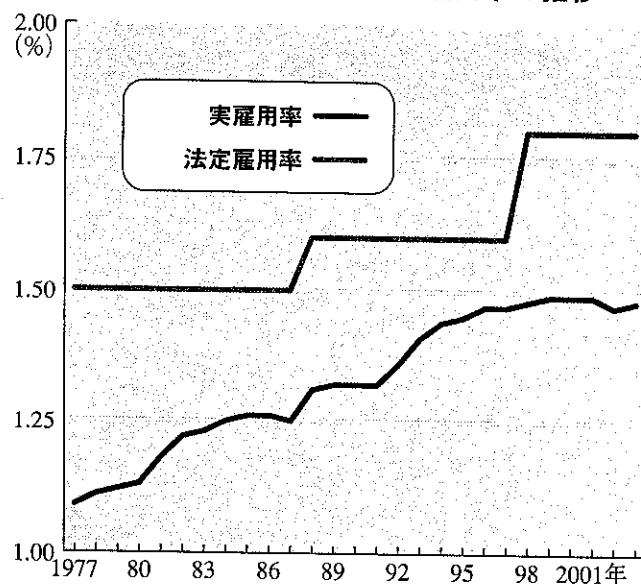
1 身体障害者の雇用義務 民間企業は従業員の1.8%

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業(常用労働者56人以上)に1.8%以上(国や地方公共団体は2.1%)の身体障害者または知的障害者の雇用を義務づけている。これに満たない企業は、足りない人数1人につき月額5万円の障害者雇用納付金を支払わなければなりません(詳しい計算方法は後述)。一方、1.8%を超えて障害者を雇用している企業などには、調整金・報奨金・助成金などが給付されます。それは次のような目的からです。

- 企業が障害者を雇用するとその環境改善のために経済的な負担がかかるなどを考慮し、障害者を多く雇用した企業とそうでない企業の不公平感を是正すること。
- 納付金を障害者雇用調整金・報奨金や助成金として交付することで障害者の雇用水準を高めること。

しかし実際には「納付金を納めれば障害者を雇用しなくてもいい」とゆがんだ形で受け取られることも多いようです。法定雇用率の制度が義務化された1976年から全国平均の障害者雇用率はほぼ一貫して上昇してきましたが、景気低迷などの影響を受けた2002年には1.47%と15年ぶりに前年下回りました。法定雇用率の1.8%に満たなかった企業の割合も57.5%と過去最多になりました。2003年には1.48%とやや回復しています。

障害者の法定雇用率と実雇用率の推移



データ出典:「民間企業の実雇用率は1.48%—身体障害者及び知的障害者の雇用状況について」(2003年12月22日厚生労働省発表)

● 法定雇用数の算出方法

雇用しなければならない障害者の人数は以下の式で算出します。

$$\text{法定雇用障害者数} = \frac{\text{企業全体の常用労働者*の総数}}{\times} \text{障害者雇用率} \quad (\text{民間企業は} 1.8\%)$$

※常用労働者＝「雇用機関の定めがなく雇用されている労働者」及び「一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者で、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または雇い入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」。短時間労働者（1週間の所定労働時間が事業所の他の労働者より短く、かつ20時間以上30時間未満）は含まれない。

ただ、実際に雇用される人数はこの式で出る数字より少なくなります。それは「重度障害者はダブルカウント」「除外率制度」といった理由からです。

また、障害者の雇用義務は基本的には事業所ごとに課せられるのですが、一定の条件に当てはまる子会社で雇用した障害者を、親会社で雇用したとみなす制度もあります。

これらの制度についてご紹介します。

① 重度障害者はダブルカウント

法定雇用の障害者として数えられるのは、常用雇用の身体障害者・知的障害者。ただし、重度身体障害者（身体障害者手帳1、2級の人、または3級で2つ以上の障害を持つ人）や、知的障害者判定機関で「程度が重い」と判定された人を常用雇用した場合は1人を「2人」とカウントし、短時間労働者として雇用した場合も人数にカウントします。

除外率	主な業種
5%	有機化学工業製品製造業、石油製品・石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業
10%	電気業、その他の運輸に付帯するサービス業（通関業、海運仲立業を除く）
15%	非鉄金属製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空運輸業、倉庫業、国内電気通信業
20%	採石業、窯業原料鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他鉱業、水運業
25%	非鉄金属第1次製錬・精製業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)
30%	建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便局
35%	港湾運送業
40%	鉄道業、医療業、高等教育機関
45%	林業(狩猟業を除く)
50%	金属鉱業、児童福祉事業
55%	特殊教育諸学校(盲学校を除く)
60%	石炭・亜炭鉱業
65%	道路旅客運送業、小学校
70%	幼稚園
90%	船員等による船舶運航等の事業

② 除外率制度

常用雇用労働者を算出する際に、右表のように一定の数を控除できる業種があります。表は2004年4月からの除外率（05年度に申告する分から適用）。それまでより10ポイントずつ引き下げられ、除外率10%だったタイヤ・チューブ製造業、ガス業などは今回の引き下げで除外率が0になりました。

除外率は事業所ごとに適用されます。原則として同一の場所にあるものは一つの事業所として数え、場所的に離れていれば別の事業所として扱います。また後述する障害者雇用報奨金や調整金の支給額を算出する際には除外率は適用しません。

③ 特例子会社

障害者の雇用義務は原則として個々の事業主に課せられます。ただし設立した子会社が「障害者の雇用に特別の配慮をしている」と厚生労働大臣の認定を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されていると見なして計算出来ます。認定を受けるための要件は以下の通りです。

- 1) 親会社が、子会社の意思決定機関を支配している。
(例:子会社の議決権の過半数を占めている)
- 2) 子会社との人的関係が緊密。(例:役員が派遣されている)
- 3) 子会社で雇用される障害者が5人以上で、全従業員の20%以上。
(例:雇用される障害者のうち、重度または知的障害者が30%以上)
- 4) 子会社が障害者のための施設改善、指導員の配置などを行っている。
- 5) 障害者の雇用の促進・雇用の安定が確実に達成されると認められる。

● 障害者雇用納付金

常用労働者数が300人を超える月が4月～翌年3月の間に5ヵ月以上ある事業主は、翌年4月1日から5月15日(2004年は5月17日)までの間に障害者雇用納付金の申告をしなければなりません。申告は各都道府県協会(障害者雇用促進協会、雇用開発協会または総合雇用推進協会)を通して高齢・障害者雇用支援機構に書類を提出します。

法定障害者雇用率に満たない事業主は、この時同時に障害者雇用納付金を納める義務があります。納付金の額は以下の通りです。

$$\text{障害者雇用納付金} = \left(\begin{array}{l} \text{4月～翌年3月の} \\ \text{各月の初日の} \\ \text{法定雇用障害者数を} \\ \text{合計した数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{4月～3月の各月} \\ \text{初日に雇用している} \\ \text{常用障害者の合計} \end{array} \right) \times 5 \text{ 万円}$$

なお、常用労働者が300人以下の事業主は、当面雇用納付金の徴収はされません。納付金が100万円以上になる場合は3分割して納付することもできます。

申告しなかったり申告に誤りがあったりすると、納入告知が行われます。納付すべき額に10%の追徴金が加算されます。督促を受けても完納しないときは、年14.5%の割合で、納付期限から完納または財産差し押さえの前日までの日数で計算した延滞金が徴収されます。

● 障害者雇用調整金・報奨金

納付金の対象となる企業(従業員301人以上)が法定雇用率を達成していれば、法定雇用率を超えて雇用している身体障害者・知的障害者1人につき月額27,000円(2004年度から。03年度までは25,000円)の調整金が支給されます。

常用雇用者300人以下の企業でも同様に、一定数(「各月初日の従業員の合計の4%」か72人の多い方※)を超えて雇用すれば、1人につき月額21,000円(03年度までの申請は17,000円)の報奨金が支給されます。

いずれも4月1日～7月31日(04年は8月2日)に、各都道府県障害者雇用促進協会・雇用開発協会・総合雇用推進協会を通じて高齢・障害者雇用支援機構に所定の支給申請書で申請します。10月中に申請者が指定した口座に振り込まれます。調整金は、5月15日(04年は17日)までなら納付金の申告と同時に申請することもでき、その場合は添付書類を一部省略できます。

「各月初日の従業員の合計の4%」か72人の多い方

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計	4%
A社	55	54	54	60	58	57	57	56	59	58	58	58	28	
B社	291	280	278	322	311	304	301	295	297	289	287	295	287	142

※例えば上のような社員数の場合、B社は各月初日の合計は3,550人。雇用している障害者の各月初日の合計が142人($3,550\text{人} \times 4\%$ 。平均1ヶ月12人)を超えていれば、報奨金を受け取れる。A社の従業員の各月合計の4%は28人だが、障害者を72人(月平均6人)超雇用しなければ報奨金はもらえない。



2 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者を雇い入れたり雇用を継続しようとしたりするための措置をする事業主に対して、障害者雇用納付金制度による助成金があります。聴覚障害者に関するものをピックアップして紹介します。詳しくは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構か、お近くの障害者雇用促進協会などにお問い合わせ下さい。

助成金		概要	対象*(聴覚障害者)	助成率	限度額	支給期間
助障成害者作業施設等	第一種 (設置・設置)	障害者が作業を容易にできるようにするための設備を設置(賃借でも可)する場合にその費用の一部を助成する	身障者手帳所持者。2級以上は短時間労働者も可	2/3	障害者1人につき450万円、作業設備なら150万円(事業所あたり1年度4500万円)	
	第二種 (賃貸)			1/3	障害者1人につき月13万円。作業設備なら月5万円	3年間
障害者福祉施設設置等助成金		障害者が利用出来るよう配慮された休憩室・食堂などの福利厚生施設を整備する場合にその一部を助成する	身障者手帳所持者。2級以上は短時間労働者も可	3/4	障害者1人につき225万円(1事業所または1団体につき1年度2250万円)	
助重度障害者介助等	手話通訳担当者の委嘱	聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	3級以上。2級以上は短時間労働者も可	3/4	委嘱1人につき1回6000円。年14万4000円まで	10年間
	職業コンサルタントの配置または委嘱	障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱(対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要)	2級以上 (短時間労働者も含む)		配置1人月15万円 委嘱1人1回1万円、年150万円まで	
障害者能力開発助成金(第3種)		事業主が障害者である労働者に職業能力開発を受講させる場合に、費用の一部が助成される	身障者手帳所持者 (2級以上の短時間労働者も)	3/4	受講生1人月8万円	受講期間中
重度障害者等通勤対策助成金	①住宅新築等	通勤に困難を伴う重度身体障害者等を雇用する事業主・事業主団体が、通勤を容易にするための措置を行なう場合にその一部の費用を助成	2級以上(短時間労働者も含む) ③指導員の配置⑤通勤用バスの購入⑥通勤用バス運転者の委嘱は、対象障害者が5人以上であることが条件 ⑦通勤援助者の委嘱は、既に雇用している障害者が対象の時は通勤経路の変更を余儀なくされた場合 ⑧通勤用駐車場の賃貸は、対象障害者が自ら運転する自動車に使用する場合	3/4	世帯用1戸1200万円 単身用1人500万円	10年間
	②住宅の賃貸				世帯用月10万円 単身用月6万円	
	③指導員配置				配置1人月15万円	
	④住宅手当の支払い				障害者1人月6万円	
	⑤通勤用バスの購入				バス1台700万円	10年間
	⑥通勤用バス運転者の委嘱				委嘱1人1回6000円	
	⑦通勤援助者の委嘱				委嘱1人1回2000円 交通費1認定3万円	
	⑧通勤用駐車の賃貸				障害者1人月5万円	
施設重度障害者等助成金多額雇用事業所	①第1種 (施設設置)	重度障害者を多数雇用する事業主が、雇用する障害者のために事業施設の整備等をする場合に助成	2級以上(短時間労働者も含む) ①第1種は、対象障害者を新たに5人以上雇い入れ、継続雇用者と合わせて10人以上雇用者の2割以上雇用している ②③第2種は対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用者の2割以上を占めること ①～③の施設等の設置・整備に要する費用に充てるために借り入れた場合	2/3	新規雇用5～9人1.5億 新規雇用10人以上2億円、特例3億または4億円	5年間
	②第2種 (施設改善)				1認定5000万円 特例 1億円 同一企業では施設改善と設備更新含めて1億円	
	③第2種 (設備更新)			特例は3/4		
	利息助成					

*「対象」は特に断りのないものは常用雇用者。主に聴覚障害者についての条件を記載。「2級」などは身体障害者手帳の等級

● 会議などへの手話通訳者派遣……重度障害者介助等助成金について

これらの助成金の中で、もっとも聴覚障害者にとって身近なのは「重度障害者介助等助成金」でしょう。企業が聴覚障害者のために、会議や研修などに手話通訳者の派遣を依頼する場合、その費用の一部が助成される時があります。

手話通訳派遣費用の助成対象になるのは、常用雇用の聴覚障害者が身体障害者手帳3級以上の場合。2級以上なら短時間労働者でも助成対象になります。

手話通訳者の人数は、聴覚障害者の労働者が10人までなら1人。以下10人増えるごとに手話通訳者も1人増やすことができます(聴覚障害者50人なら5人まで)。

費用の3／4か、委嘱1回につき最大6,000円(年間150万円)のどちらか低い額が助成されます。年間限度額は支給対象障害者が9人までなら14万4000円。10人以上なら10人ごとに14万4000円を加算した額です。

手話通訳を委嘱しようとする時は、その前日までに認定申請書を都道府県協会を通じて高齢・障害者雇用促進機構に提出します。また、手話通訳を委嘱した日から6ヶ月ごとに、支給請求書等を同様に機構に提出します。

聴覚障害者にとって有用な制度ですが、2002年度の実績では認定件数は17件、支給件数は85件。支給額は178万9000円にとどまっています。

3 障害者雇用継続援助事業に基づく助成金

事業主に採用された後に労働災害・交通事故などで身体障害者となった人の雇用を継続するために必要な施設・設備の整備や、職場適応措置を実施する場合に、その費用の一部を助成する制度もあります。問い合わせは高齢・障害者雇用支援機構かお近くの障害者雇用促進協会へ。

助成金		概要	対象*(聴覚障害者)	助成率	限度額	支給期間
置 作 中 等 業 途 助 施 延 成 設 金 設 金 者	第1種 (設置・整備)	中途障害者の職場復帰を促進するため作業を容易にする作業施設等の設置・整備	申請前6ヶ月以内または申請日以後確実に復帰が見込まれる中途障害者	2／3	障害者1人につき450万円 (1事業所1年度4500万円)	
	第2種 (賃貸)	施設等の賃貸			障害者1人に月13万円	3年間
重度中途障害者等職場適応助成金		中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施	45歳以上の中途障害者。2級は短時間労働者も含む	障害者1人あたり月3万円 (短時間労働者は月2万円)		3年間

*対象は断りのないものは常用雇用者。主に聴覚障害者の条件を記載。「2級」などは身体障害者手帳の等級

4 その他雇用促進のための助成・支援制度

国などによる雇用促進のための助成・支援制度にはさまざまな制度がありますが、聴覚障害者に関連するものをピックアップしました。

● 特定求職者雇用開発助成金

障害者を雇い入れる事業主に対して、支払った賃金の一定率を雇い入れた日から一定期間支給します。支給を受けられるのは以下のすべてを満たす事業主です。

- 1) 公共職業安定所の紹介または適切な運用を期することができる職業紹介事業者の紹介により、身体障害者、知的障害者また精神障害者等(65歳未満)を継続して雇用する労働者として雇い入れる雇用保険の適用事業主。
- 2) 雇い入れの前後6カ月間に、事業主の都合により解雇したことがない。
- 3) 雇入れの前後6カ月間に、特定受給資格者となる理由で3人を超えるかつ、雇入れ日における被保険者の6%を超えて離職させていないこと。

聴覚障害者にかかる助成率は右表の通りです。
問い合わせはハローワーク(公共職業安定所)へ。

	対象となる障害者		助成率 (中小企業)	助成期間
を短時間労働者	2級		1/3(2/1)	1年6カ月
	3~6級	45歳未満	1/4(1/3)	1年
		45歳以上	1/3(1/2)	1年6カ月
労働時間	2級		1/4(1/3)	1年
	3~6級		1/4(1/3)	1年

● 障害者試行雇用事業

障害者雇用をためらっている事業所に障害者を試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。トライアルの期間は原則3カ月ですが、常用雇用に移行する場合はこの限りではありません。3カ月経っても常用雇用に至らなかった場合は契約期間満了、契約期間中に事業主の都合で中止した場合は解雇の扱いになります。

トライアル雇用の事業主には、対象者1人あたり月額5万円のトライアル雇用奨励金が支給されます。

事業主には“雇用保険の適用事業の事業主”“過去6カ月に労働者の解雇をしていない”などの条件があります。詳しくはハローワーク(公共職業安定所)へ。

● 職場適応訓練等

▽職場適応訓練

職場環境への適応を図るため、障害者に6カ月以内(重度障害者は1年以内)の訓練をし、訓練終了後にも引き続き雇用してもらおうという制度。都道府県知事が事業主に委託して行っています。訓練の間、委託した事業主に訓練生1人につき月2万4000円(重度障害者の場合2万5000円)の委託費が支給され、訓練生に対しては月平均13万8000円の訓練手当が支給されます。

問い合わせはハローワーク(公共職業安定所)へ。

▽短期職場適応訓練

障害者に、実際に従事することになる仕事を経験させることで就業の自信を与え、事業主には障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらうことを目的とした職場実習を行います。都道府県知事が事業主に委託して行っています。

実習の期間は原則として2週間以内(重度障害者の場合は4週間以内)。事業主へは訓練費

が訓練生1人につき日額960円または1000円(1回の職場実習につき限度額2万4000円または2万5000円)、訓練生に対しては訓練手当が1日平均4700円支給されます。

問い合わせはハローワーク(公共職業安定所)へ。

● 税金の優遇措置

障害者を雇用する事業所への、税制上の優遇措置が租税特別措置法、所得税法、法人税法、地方税法によって講じられています。概要は次の通りです。

項目	要件	内容
機械等の割増償却措置 (税務署)	①障害者を50%以上または障害者を25%以上かつ20人以上雇用※ ②その年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等	普通償却限度額の24%(建物32%)の割増償却ができる。 取得の日から5年間
地価税の軽減措置 (税務署)	次の要件に該当する障害者多数雇用事業所 ①障害者を20人以上雇用※ ②雇用割合25%以上※	障害者多数雇用事業所の土地等については、課税価格に算入すべき価額を当該土地等の価額の1/2に相当する額とする
助成金の非課税措置等 (税務署)	次の助成金を受けて固定資産を取得 ①障害者作業施設設置等助成金 ②障害者福祉施設設置等助成金 ③重度障害者通勤対策助成金 ④重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ⑤障害者能力開発助成金 ⑥中途障害者作業施設設置等助成金	固定資産の取得又は改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入(所得税)又は損金算入(法人税)とする
不動産取得税の 軽減措置 (税務事務所)	①障害者を20人以上雇用※ ②雇用割合が50%以上※ ③重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して2003年3月31日までの間に取得した事業用施設(作業の用に供するものに限る)	価格の1割に税率をかけて得た額を税額から減額
固定資産税の軽減措置 (市町村役場)	①障害者を20人以上雇用※ ②雇用割合が50%以上※ ③重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して2003年3月31日までの間に取得した事業用家屋(作業の用に供するものに限る)	価格の1/6に税率と心身障害者雇用割合をかけて得た額を税額から減額(取得後5年間)
事業所税の軽減措置 (市町村役場)	障害者を雇用	【従業者割の事業所税】従業員給与総額から障害者給与分を控除できる。
	①障害者を10人以上雇用 ②雇用割合が50%以上※ ③重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の受給(資産割事業所税)または同助成金の受給による新增設(新增設の事業所税)	【資産割・新增設の事業所税】事業所の床面積の1/2に相当する面積を控除

* がついているものは、常用雇用の重度障害者は1人を2人と数える(ダブルカウント)

【参考文献】

主に独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の以下の本・パンフレットを参考にしました。
「障害者の雇用促進のために～事業主と障害者のための雇用ガイド～」(平成15年版)
「聴覚障害者の職場定着推進マニュアル～よりよき理解のために～」
「事業主のみなさんへ 各種助成金のごあんない」
ほか、本章で取り上げた各助成金のパンフレット

第

8

章

困ったときはこちらへ



この章では、企業や、企業で働く障害者のみなさんが困ったときに相談できる連絡先をピックアップしてご紹介します。

1 障害者職業生活相談員

事業所は、障害者を5人以上雇用することになった日から3ヵ月以内に、障害者の職業生活全般にわたる相談、指導を行う障害者職業生活相談員を選任しなければなりません。「障害者の雇用の促進等に関する法律」79条で義務づけられています。

相談員になる人は、「障害者職業生活相談員」の資格を持っている必要がありますが、この資格は都道府県障害者雇用促進協会が実施する認定講習を受講することなどで得られます。

この相談員制度は企業で働く障害者の大きな力になります。企業で働く障害者のみなさんは、職場で困ったことがあったら、あなたの会社に「障害者職業生活相談員」がいないか、確認してみましょう。

2 ジョブコーチ制度

障害者が職場になかなか適応できないときには、「ジョブコーチ」による支援を受ける方法もあります。ジョブコーチが職場に出向いて障害者に対して支援をしたり、事業主や職場の従業員に対して障害者の職場適応に必要な助言を行ったり、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案したりします。ただし、支援は永続的に実施するものではありません。通常2~4ヵ月間です。

各都道府県の地域障害者職業センターが障害者や事業主の要請に基づいて支援をします。同センターの障害者職業カウンセラーが事業所・障害者と相談の上、職場定着や作業能率向上のための支援計画を作り、計画に基づいてジョブコーチを職場に派遣します。地域の社会福祉法人などの協力機関のジョブコーチを派遣する場合は、派遣の日数に応じて地域障害者職業センターから協力機関に謝金が支給されます。

3 各種機関の連絡先

◆聴こえについての悩みや、手話通訳・要約筆記者の派遣の相談などはこちらへ。

名 称	〒	住所・HPアドレス	電 話	FAX
(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	162-0066	東京都新宿区市谷台町14-5 MSビル市ヶ谷台1F http://www.zennancho.or.jp/	03-3225-5600 mail:zennancho@zennancho.or.jp	03-3354-0046
全国要約筆記問題研究会	460-0003	愛知県名古屋市中区錦1-16-13-1102	052-218-9120	052-218-9120
全国手話通訳問題研究会	602-0901	京都府京都市上京区室町通今出川下ル織維会館1階 http://www.zentsuken.net/	075-451-4743	075-451-3281

◆ハローワーク(公共職業安定所)

障害者の就職・採用などの全般的な相談ができます。ハローワークは全国各地あります。
所在地は厚生労働省職業安定局の「ハローワーク・インターネットサービス」
<http://www.hellowork.go.jp/>などで調べられます。ここでは都道府県庁所在地のハローワークを
それぞれ1カ所抜粋してご紹介します。

所名	〒	住所	電話
札幌	064-8609	札幌市中央区南10条西14丁目	011-562-0101
青森	030-0822	青森市中央2-10-10	017-776-1561(代)
盛岡	020-0885	盛岡市紺屋町7-26	019-651-8811
仙台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3仙台MTビル	022-299-8811(代)
秋田	010-0065	秋田市茨島1-12-16	018-864-4111(代)
山形	990-0813	山形市檜町2-6-13	023-684-1521(代)
福島	960-8589	福島市狐塚17-40	024-534-4121
水戸	310-8509	水戸市水府町1573-1	029-231-6221
宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2地方合同庁舎1階	028-638-0369
前橋	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2111
浦和	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-1	048-832-2461
千葉	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181~4
飯田橋	112-8577	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎1~5階	03-3812-8609(代)
横浜	231-0005	横浜市中区本町3-30	045-663-8609(代)
新潟	950-8532	新潟市万代3-4-38	025-244-0131(代)
富山	930-0857	富山市奥田新町45	076-431-8609(代)
金沢	920-8609	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3030(代)
福井	910-0842	福井市開発1-121-5	0776-54-7722
甲府	400-0851	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060
長野	380-0935	長野市中御所3-2-3	026-228-1300(代)
岐阜	500-8157	岐阜市五坪1-9-1岐阜労働総合庁舎	058-247-3211
静岡	422-8045	静岡市西島235-1	054-238-8609(代)
名古屋中	450-0003	名古屋市中村区名駅南1-21-5	052-582-8171
津	514-0002	津市島崎町327番2津第二地方合同庁舎1階	059-228-9161~3
大津	520-0043	大津市中央4-6-52	077-522-3773(代)
京都障害者職業相談室	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075-341-2626
梅田	530-0047	大阪市北区西天満6-3-16梅田ステートビル内	06-6367-0991
神戸	650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-8609(代)
奈良	630-8113	奈良市法蓮町387奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1601(代)
和歌山	640-8331	和歌山市美園町5-4-7	073-425-8609
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89	0857-23-2021(代)
島根	690-0001	松江市東朝日町76	0852-23-2011
岡山	700-0971	岡山市野田1-1-20	086-241-3222(代)
広島	730-8513	広島市中区上八丁堀8-2広島清水ビル	082-223-8609
山口	753-0064	山口市神田町1-75	083-922-0043

徳島	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-622-6305~8
香川	760-0062	高松市花ノ宮町2-2-3	087-869-8609(代)
愛媛	790-8522	松山市宮田町188-6	089-932-1010
高知	780-8560	高知市稲荷町6-20	088-883-2521
福岡中央	810-8609	福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609
佐賀	840-0814	佐賀市成章町5-21	0952-244361~4
長崎	852-8522	長崎市宝栄町4-25	095-862-8609(代)
熊本	862-0971	熊本市大江6-1-38	096-371-8609(代)
大分	870-8555	大分市都町4-1-20	097-534-8609
宮崎	880-8533	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245(代)
鹿児島	890-8555	鹿児島市下荒田1-43-28	099-250-6060
那覇	900-8601	那覇市おもろ町1-3-25	098-866-8609

◆障害者雇用促進協会

障害者雇用納付金制度に基づく納付金・助成金についての相談などはこちらへ。高齢・障害者雇用支援機構では、働く障害者や障害者雇用についての研究もしています。

団体名	〒	所在地・ホームページ	電話	FAX
独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構	105-0022	東京都港区海岸1-11-1ニューピア竹芝ノースタワー内 http://www.jaed.or.jp/	03-5400-1600	03-5400-1638
(社)北海道障害者雇用促進協会	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	011-726-8581	011-707-9615
(社)青森県障害者雇用促進協会	030-0801	青森市新町2-2-4 青森新町二丁目ビル9F	017-773-5037	017-722-8043
(社)岩手県障害者雇用促進協会	020-0021	盛岡市中央通1-4-7 岩手県赤十字会館2F	019-652-8080	019-652-7355
(社)宮城県障害者雇用促進協会	980-0021	仙台市青葉区中央1-6-18 日石東急仙台ビル8F	022-261-3276	022-268-0137
(社)秋田県障害者雇用促進協会	010-0875	秋田市千秋明徳町3-44 コーエンビル4F http://www.aki-kyokai.com/	018-835-2818	018-831-0910
(社)山形県障害者雇用促進協会	990-0023	山形市松波4-5-5 黒井産業ビル2F	023-641-7112	023-625-5887
(社)福島県障害者雇用促進協会	960-8103	福島市舟場町1-20 三井生命ビル6F	024-523-5251	024-524-1057
(社)茨城県雇用開発協会	310-0803	水戸市城南1-1-6 アクサ水戸ビル3F	029-221-6698	029-221-6739
(社)栃木県雇用開発協会	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル8F http://www.tochigi-koyou.jp/	028-621-2853	028-627-3104
(社)群馬県障害者雇用促進協会	371-0025	前橋市紅雲町1-2-10 第五江州ビル3F	027-224-5766	027-223-4330
(社)埼玉県雇用開発協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F http://www.saitama-koyou.or.jp/	048-824-8739	048-822-6481
(社)千葉県雇用開発協会	260-0013	千葉市中央区中央4-8-1 千葉フコク生命ビル7F http://www.chiba-koyo.com/	043-225-7071	043-225-7479
(社)東京都障害者雇用促進協会	102-0071	千代田区富士見1-5-8 大新京ビル2F	03-3288-5321	03-3288-5330
(財)神奈川県雇用開発協会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7F http://www.kanagawa-koyokaihatsu.or.jp/	045-633-6110	045-633-5428
(社)新潟県雇用開発協会	950-0087	新潟市東大通1-1-1 三越・プラザ共同ビル7F http://www.niigata-koyou.jp	025-241-3123	025-241-3426

(社)富山県障害者雇用促進協会	930-0094	富山市安住町2-14 北日本スクエア北館7F http://www.t-aed.or.jp/	076-442-2050	076-442-2177
(社)石川県障害者雇用促進協会	920-0901	金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル8F http://www.isiae.or.jp/	076-223-8230	076-222-7562
(社)福井県障害者雇用促進協会	910-0026	福井市光陽2-3-22 福井県社会福祉センター3F http://www.fliae.or.jp/	0776-25-0826	0776-23-6093
(社)山梨県障害者雇用促進協会	400-0031	甲府市丸の内1-17-10 東武穴水ビル8F	055-232-8310	055-232-8917
(社)長野県雇用開発協会	380-8506	長野市南郷町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6F	026-226-4684	026-226-5134
(社)岐阜県障害者雇用促進協会	500-8384	岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館2F	058-274-1176	058-274-1305
(社)静岡県障害者雇用促進協会	420-0857	静岡市御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル6F	054-255-7139	054-253-7910
(社)愛知県障害者雇用促進協会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-5-28 近鉄新名古屋ビル5F	052-566-1863	052-566-1867
(社)三重県障害者雇用促進協会	514-0009	津市羽所町700 アスト津 8F	059-225-7832	059-223-1448
(社)滋賀県障害者雇用促進協会	520-0044	大津市京町2-5-10 大津東京海上ビル2F	077-525-8644	077-524-9684
(社)京都府障害者雇用促進協会	604-8106	京都市中京区堺町通御池下ル丸木材木町670-1 吉岡御池ビル3F http://www.kyo-aed.or.jp/	075-222-0202	075-222-0225
(社)大阪府障害者雇用促進協会	540-0011	大阪市中央区農人橋1-4-34 信金中央金庫ビル6階	06-6944-1581	06-6945-9014
(社)兵庫県障害者雇用促進協会	650-0025	神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビルディング3F	078-360-3681	078-360-3684
(社)奈良県障害者雇用促進協会	630-8115	奈良市大宮町6-1-11 新大宮第2ビル3F	0742-34-2227	0742-34-2383
(社)和歌山県障害者雇用促進協会	640-8154	和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル7F	073-431-2440	073-424-9613
(社)鳥取県障害者雇用促進協会	680-0846	鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル7F	0857-26-9528	0857-26-9300
(社)島根県障害者雇用促進協会	690-0887	松江市殿町111 松江センチュリービル3F	0852-26-3030	0852-26-2121
(社)岡山県障害者雇用促進協会	700-0826	岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル5F	086-225-1015	086-226-2083
(社)広島県雇用開発協会	730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7F http://www.urban.ne.jp/home/koyok34/	082-512-1133	082-221-5854
(社)山口県雇用開発協会	753-0051	山口市旭通り二丁目9-19 山口建設ビル3F http://www.yeda.or.jp/	083-924-6749	083-924-6697
(社)徳島県障害者雇用促進協会	770-0856	徳島市中洲町1-42-1 富士火災徳島ビル7F	088-623-6980	088-655-7943
(社)香川県障害者雇用促進協会	760-0072	高松市花園町1-1-5 花園ビル5F	087-861-3551	087-862-7136
(社)愛媛県障害者雇用促進協会	790-0001	松山市一番町1-14-10 井手ビル1F http://www.eaed.or.jp/	089-931-7131	089-947-8941
(社)高知県雇用開発協会	780-0053	高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル7F5号室 http://www.koyo-kochi.com/	088-884-1481	088-884-5306
(社)福岡県障害者雇用促進協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-1-33 はかた近代ビル1F	092-473-7685	092-451-4150
(社)佐賀県障害者雇用促進協会	840-0831	佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館西別館	0952-29-8883	0952-24-7529
(社)長崎県障害者雇用促進協会	850-0055	長崎市中町1-26 住友生命中町ビル7F	095-822-5359	095-826-1646
(社)熊本県障害者雇用促進協会	862-0949	熊本市国府1-20-1 肥後水前寺ビル3F	096-362-1556	096-364-1084
(財)大分県総合雇用推進協会	870-0026	大分市金池町1-1-1 大交セントラルビル3F	097-532-3180	097-536-7660
(社)宮崎県障害者雇用促進協会	880-0812	宮崎市高千穂通2-1-33 明治生命宮崎ビル8F	0985-29-9052	0985-23-0724
(社)鹿児島県障害者雇用促進協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル12F	099-286-4402	099-286-4410
(社)沖縄雇用開発協会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7F	098-891-8460	098-891-8470

◆障害者雇用情報センター

事業主の方を対象に、障害者雇用に関する情報提供やアドバイザーによる専門的相談をしています。

センター名	〒	所在地	電話	FAX
宮城障害者雇用情報センター	980-0021	仙台市青葉区中央1-6-18日石東急仙台ビル内	022-224-7677	022-224-8366
中央障害者雇用情報センター	105-0022	東京都港区海岸1-11-1ニューピア竹芝ノースタワー内	03-5400-1632	03-5400-1633
愛知障害者雇用情報センター	450-0002	名古屋市中村区名駅4-5-28近鉄新名古屋ビル内	052-566-1861	052-566-1862
大阪障害者雇用情報センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11クラボウアネックスビル3F	06-6265-6857	06-6261-5581
福岡障害者雇用情報センター	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-1-33はかた近代ビル内	092-474-5304	092-413-1962

◆障害者職業センター

ジョブコーチによる支援事業などを行っています。事業主と障害者の両方を対象に、雇用管理や就職・職場適応などの相談を受け付けています。

センター名	〒	住所・HPアドレス	電話	FAX
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F http://www.jeed.or.jp/chiiki/01_hokkaido.html	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5F http://www.jeed.or.jp/chiiki/01_hokkaido.html	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2 http://www.jeed.or.jp/chiiki/02_aomori.html	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30 http://www.jeed.or.jp/chiiki/03_iwate.html	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/04_miyagi.html	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48 http://www.jeed.or.jp/chiiki/05_akita.html	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68 http://www.jeed.or.jp/chiiki/06_yamagata.html	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28 http://www.jeed.or.jp/chiiki/07_fukushima.html	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528-66 http://www.jeed.or.jp/chiiki/08_ibaraki.html	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8 http://www.jeed.or.jp/chiiki/09_tochigi.html	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/10_gunma.html	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/11_saitama.html	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3 http://www.jeed.or.jp/chiiki/12_chiba.html	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60(8F) http://www.jeed.or.jp/chiiki/13_tokyo.html	03-3989-9651	03-3989-9653

多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F http://www.jeed.or.jp/chiiki/13_tokyo.html	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/14_kanagawa.html	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市大山2-13-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/15_niigata.html	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	931-8443	富山市下飯野新田70-4 http://www.jeed.or.jp/chiiki/16_toyama.html	076-438-5285	076-438-5234
石川障害者職業センター	921-8836	石川県石川郡野々市町末松2-244 http://www.jeed.or.jp/chiiki/17_ishikawa.html	076-246-2210	076-246-1425
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32 http://www.jeed.or.jp/chiiki/18_fukui.html	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14 http://www.jeed.or.jp/chiiki/19_yamanashi.html	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4 http://www.jeed.or.jp/chiiki/20_nagano.html	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30 http://www.jeed.or.jp/chiiki/21_gifu.html	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F http://www.jeed.or.jp/chiiki/22_shizuoka.html	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2F http://www.jeed.or.jp/chiiki/23_aichi.html	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 UFJつばさ証券豊橋ビル6F http://www.jeed.or.jp/chiiki/23_aichi.html	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/24_mie.html	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5 http://www.jeed.or.jp/chiiki/25_shiga.html	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803 http://www.jeed.or.jp/chiiki/26_kyoto.html	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11クラボウアネックスビル4F http://www.jeed.or.jp/chiiki/27_osaka.html	06-6261-7005	6-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市長曾根町130-23 堺商工会議所5F http://www.jeed.or.jp/chiiki/27_osaka.html	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2 http://www.jeed.or.jp/chiiki/28_hyogo.html	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4 http://www.jeed.or.jp/chiiki/29_nara.html	0742-34-5284	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3 http://www.jeed.or.jp/chiiki/30_wakayama.html	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189 http://www.jeed.or.jp/chiiki/31_tottori.html	0857-22-0260	0857-26-1987

島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532 http://www.jeed.or.jp/chiiki/32_shimane.html	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0952	岡山市平田407 http://www.jeed.or.jp/chiiki/33_okayama.html	086-243-6955	086-241-3599
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55 http://www.jeed.or.jp/chiiki/34_hiroshima.html	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1 http://www.jeed.or.jp/chiiki/35_yamaguchi.html	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5 http://www.jeed.or.jp/chiiki/36_tokushima.html	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20 http://www.jeed.or.jp/chiiki/37_kagawa.html	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2 http://www.jeed.or.jp/chiiki/38_ehime.html	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3 http://www.jeed.or.jp/chiiki/39_kochi.html	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F http://www.jeed.or.jp/chiiki/40_fukuoka.html	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27 http://www.jeed.or.jp/chiiki/40_fukuoka.html	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5 http://www.jeed.or.jp/chiiki/41_saga.html	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26 http://www.jeed.or.jp/chiiki/42_nagasaki.html	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江6-1-38-4F http://www.jeed.or.jp/chiiki/43_kumamoto.html	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170 http://www.jeed.or.jp/chiiki/44_oita.html	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17 http://www.jeed.or.jp/chiiki/45_miyazaki.html	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鳴池2-30-10 http://www.jeed.or.jp/chiiki/46_kagoshima.html	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5F http://www.jeed.or.jp/chiiki/47_okinawa.html	098-861-1254	098-861-1116

◆国立職業リハビリテーションセンター
障害者の職業リハビリテーションについてはこちらへ。

施設名称	〒	住所・ホームページアドレス	電話	FAX
国立職業 リハビリテーションセンター	359-0042	埼玉県所沢市並木4-2 http://www.nvrcd.ac.jp/	042-995-1711	042-995-1052
国立吉備高原職業 リハビリテーションセンター	716-1241	岡山県上房郡賀陽町吉川7520 http://www.kibireha.ac.jp/	0866-56-9000	0866-56-7636

国立身体障害者 リハビリテーションセンター	359-8555	埼玉県所沢市並木4-1 http://www.rehab.go.jp/	042-995-3100	042-995-3102
--------------------------	----------	--	--------------	--------------

◆障害者雇用支援センター

職場に定着することが困難な障害者ら、就職が特に困難な障害者の職業的自立を図るため、就職から職場定着に至るまでの援助を行う、都道府県知事指定の施設です。

これとは別に、就職・職場定着が困難な障害者を対象に、地域の関係機関との連絡拠点としての活動と、日常・社会生活上の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」が各地域で指定されています。詳しくは各都道府県の雇用対策を担当する部署におたずね下さい。

名称(カッコ内は指定を受けた法人)	〒	住所・ホームページアドレス	電話	FAX
美唄地域障害者雇用支援センター (美唄地域人材開発センター運営協会)	072-0803	北海道美唄市東明一条1-2-1	01266-3-4219	01266-3-4834
茨城県南部地域障害者雇用支援センター (茨城県雇用開発協会)	300-0053	茨城県土浦市真鍋新町1-14	0298-27-1104 koyousien@livedoor.com	0298-27-1105
埼玉県西部地域障害者雇用支援センター (埼玉県雇用開発協会)	350-1122	埼玉県川越市脇田町32-3 三豊川越ビル3F	0492-44-5125	0492-44-3631
杉並区障害者雇用支援センター (杉並区障害者雇用支援事業団)	167-0041	東京都杉並区善福寺1-11-11 http://members.jcom.home.ne.jp/sugi-jigyodan/index.html	03-5382-2081 sugi-jigyodan@jcom.home.ne.jp	03-5382-2083
長野県松本障害者雇用支援センター (長野県雇用開発協会)	339-0011	長野県松本市寿北7-1-37	0263-85-1820	03-3554-8202
名古屋市障害者雇用支援センター (愛知県授産振興センター)	456-0073	愛知県名古屋市熱田区 千代田町20-26	052-676-3333	052-683-5250
静岡県西遠地域障害者雇用支援センター (静岡県障害者雇用促進協会)	420-0933	浜松市鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-413-2532	053-413-2542
滋賀県障害者雇用支援センター (滋賀県障害者雇用支援センター)	525-0032	滋賀県草津市大路2丁目11-15 http://www.mediawars.ne.jp/~asushiga/	077-563-4004 asushiga@mediawars.ne.jp	077-563-5599
箕面市障害者雇用支援センター (箕面市障害者事業団)	562-0045	大阪府箕面市瀬川3-3-21	0727-23-8801 koyosen@wombat.or.jp	0727-23-8803
姫路市障害者雇用支援センター (姫路市障害者職業自立センター)	670-0074	兵庫県姫路市御立西5-6-26	0792-91-6504 bcb00052@nifty.com	0792-91-6509
広島市地域障害者雇用支援センター (広島県手をつなぐ育成会)	730-0045	広島県広島市中区鶴見町9-16 http://www1.ocn.ne.jp/~hirosien/	082-240-2577 hirosien@poppy.ocn.ne.jp	082-240-2577
福岡県障害者雇用支援センター (福岡県障害者雇用促進協会)	839-0861	久留米市合川町2423-3 久留米リサーチセンタービル http://www2.ktarn.or.jp/~network/	0942-34-4400 network@ktarn.or.jp	0942-34-4440
熊本障害者雇用支援センター (熊本県障害者雇用促進協会)	861-1101	熊本県菊池郡西合志町合生4300	096-242-1681	096-242-1681
宮崎障害者雇用支援センター (宮崎県障害者雇用促進協会)	880-0824	宮崎県宮崎市大島町北ノ原1030-1	0985-22-9121 m-kosien@miyazaki-catv.ne.jp	0985-22-9122

◆障害者職業能力開発校

障害者の障害の種類や程度に応じた職業訓練をする職業能力開発校が全国にあります。ここでは国公立のみ紹介しました。定員、訓練期間、訓練開始時期など詳細は 各障害者職業能力開発校にお問い合わせ下さい。このほかに民間の職業能力開発施設もあります。

校名	所在地 ホームページアドレス	電話	FAX
身体障害者向けの訓練科名			
(国立) 北海道障害者職業能力開発校	〒073-0115 北海道沙川市焼山60 http://www.pref.hokkaido.jp/keizai/kz-ssnkk/ 情報ビジネス科、プログラム設計科、プリントメディア科、家具工芸科、CAD機械科、建築設計科、ショップマネジメント科、被服縫製科	0125-52-2774	0125-52-9177
青森県立障害者職業訓練校	〒036-8253 青森県弘前市緑ヶ丘1-9-1 http://www.pref.aomori.jp/syokunou/syokunou/main.htm 電子機器科、製版科、事務科	0172-36-6882	0172-36-7255
(国立) 宮城障害者職業能力開発校	〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原5-15-1 http://www4.ocn.ne.jp/~miyashou/ コンピュータ制御科、服飾ビジネス科、プリントメディア科、商業デザイン科、福祉機器科、OAビジネス科、情報処理科	022-233-3124	022-233-3125
(国立) 中央障害者職業能力開発校 【国立職業リハビリテーションセンター】	〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2 http://www.nvrcc.ac.jp/ 機械系(機械加工科、機械製図科)、工芸系(貴金属・宝石科)、デザイン系(インテリアデザイン科)、塗装系(金属塗装科、木工塗装科)、アパレル系(縫製科)、第1種情報処理系(OAシステム科)、電機・電子系(電気機器科、電子機器科)、コンピュータ制御科)、オフィスビジネス系(経理事務科、一般事務科、OA事務科、電話交換科)、印刷・製本系(製版科)	042-995-1711	042-995-1052
千葉県立障害者高等技術専門校	〒266-0014 千葉県千葉市緑区大金沢町470 http://www4.ocn.ne.jp/~shogisen/ OA事務科、製版科、電子機器科、洋裁科、建築設計科	043-291-7744	043-291-7745
(国立) 東京障害者職業能力開発校	〒187-0035 東京都小平市小川西町2-34-1 http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/ 電子機器科、ビジネス経理科、ビジネス文書科、医療総合事務科、OAシステム科、流通サービス科、カラーDTP科、編集デザイン科、機械製図科、NCプログラミング科、木工科、塗装科、義肢装具科、トレース科、服飾ソーイング科、介護保険事務科、実務作業科	042-341-1411	042-341-1451
(国立) 神奈川障害者職業能力開発校	〒228-0815 神奈川県相模原市桜台13-1 http://www.kanagawa-cit.ac.jp/vtschool/shougai/index.html 装飾技術科、機械製図科、電子機器制御科、グラフィックアーツ科、OAシステム科、OA経理科、文書事務科	042-744-1243	042-740-1497
(国立) 石川障害者職業能力開発校	〒921-8836 石川県石川郡野々市町末松2-245 http://www.incl.ne.jp/syonou/index.html 機械製図科、電子機器科、洋裁科、製版科、陶磁器製造科、一般事務科	076-248-2235	076-248-2236
静岡県立あしたか職業訓練校	〒410-0301 静岡県沼津市宮本5-2 http://www.pref.shizuoka.jp/syoutoku/syo-15/1kenritsu/shisetsu/ashitaka.htm 機械科、コンピュータ科	0559-24-4380	0559-24-7758

(国立) 愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231 愉知県一宮町一宮上新切33-14 http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/shogaisha/ システム設計科、OAシステム科、コンピュータ制御科、OA事務科、CAD設計科、グラフィックデザイン科、園芸科、アパレル科、彫型工芸科	0533-93-2102	0533-93-6554
京都府立城陽障害者高等技術専門校	〒610-0100 京都府城陽市中芦原59 OA事務	0774-54-3600	0774-56-0528
(国立) 大阪障害者職業能力開発校	〒590-0137 大阪府堺市城山台5-1-3 http://www.opas.gr.jp/data/osakafu/110400/sisetsu/syougais.htm 情報処理科、メカトロ技術科、CAD製図科、OAビジネス科、製版アート科、アパレル科、POPデザイン科	0722-96-8311	0722-96-8313
(国立) 兵庫障害者職業能力開発校	〒664-0845 兵庫県伊丹市東有岡4-8 http://www2.ocn.ne.jp/~hyoushou/ 臨床検査科、メカトロニクス科、OAシステム科、情報ビジネス科、グラフィックアート科	0727-82-3210	072-782-708
兵庫県立障害者高等技術専門学院	〒651-2134 兵庫県神戸市西区曙町1070 http://www.sgi.ac.jp/ 情報システム科、パソコンNC科、パソコンCAD科、宝飾工芸科	078-927-3230	078-928-5512
(国立) 吉備高原障害者職業能力開発校	〒716-1241 岡山県上房郡賀陽町吉川7520 http://www.kibireha.ac.jp/	0866-56-9000	0866-56-7636
【国立】吉備高原職業リハビリテーションセンター】	機械系(機械加工科、機械製図科)、電気・電子系(電気機器科、電子機器科)、印刷・製本系(製版科、印刷科)、オフィスビジネス科(経理事務科、一般事務科)、第1種情報処理系(OAシステム科)		
(国立) 広島障害者職業能力開発校	〒734-0003 広島県広島市南区宇品東4-1-23 http://www.work2.pref.hiroshima.jp/html/kunren/syougai/ 機械技術科、ソフトウェア科、デザイン製版科、インテリア表具科、OA事務科	082-254-1766	082-254-1716
(国立) 福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 福岡県北九州市若松区塙住1728-1 http://www.joho-fukuoka.or.jp/noukai/kenshu/kokyo/k0200013.htm プログラム設計科、コンピュータ製図科、義肢・装具科、建築設計科、商業デザイン科、OAビジネス科、DTP制作科、アパレルデザイン科、総合実務科	083-741-5431	093-741-1340
(国立) 鹿児島障害者職業能力開発校	〒895-1401 鹿児島県薩摩郡入来町副田6285 製版・印刷科、義肢・装具科、経理事務科、情報ビジネス科、電子制御システム科、洋裁科、園芸科	0996-44-2260	0996-44-2207

【参考文献】

「障害者の雇用促進のために～事業主と障害者のための雇用ガイド～」
(厚生労働省・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)
このほか、インターネット上のページを参考にしました。

